

○豊島区落書き行為の防止に関する条例

令和2年7月16日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、落書き行為が地域的美観を損ない、区民等に不安及び不快感を与えることに鑑み、地域的美観の維持及び安全・安心な生活環境の確保並びにさわやかで魅力ある街づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 落書き行為 道路、公園、河川、庁舎その他の公共の用に供する施設(当該施設に附属する設備、器具等を含む。以下「公共施設」という。)又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物、工作物、立木若しくは土地(以下「建物等」という。)のうち、公衆の目に触れるような箇所に、みだりに、文字、記号、図形その他の模様等を描く行為をいう。
- (2) 落書き 落書き行為によって表示された文字、記号、図形その他の模様等をいう。
- (3) 区民等 豊島区(以下「区」という。)内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 建物所有者等 建物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(区の責務)

第3条 区は、この条例の目的を達成するため、落書き行為の防止に関し、必要な施策を講じなければならない。

- 2 区は、落書き行為の防止に関し、区民等、事業者及び建物所有者等への啓発等に努めるとともに、区民等、事業者及び建物所有者等が行う活動に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 区は、区が設置し、又は管理する公共施設において、落書き行為の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

(区民等及び事業者の責務)

第4条 区民等及び事業者は、区が実施する落書き行為の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 区民等及び事業者は、区内において落書きを発見したときは、区に対して落書きに関する情報を提供するよう努めるものとする。

(建物所有者等の責務)

第5条 建物所有者等は、区が実施する落書き行為の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 建物所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する建物等への落書き行為の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 建物所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する建物等に落書き行為をされたときは、当該落書きを消去するよう努めなければならない。

(相互協力)

第6条 区、区民等、事業者及び建物所有者等は、前3条に規定する責務に関して、相互に協力し、及び関係行政機関等と連携しなければならない。

(落書き行為の禁止)

第7条 何人も、落書き行為を行ってはならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(罰則)

第9条 第7条の規定に違反して落書き行為を行った者は、10万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。